

農地賃借料情報

2024年（令和6年）1月から12月までに利用権を設定した賃借料は、次のとおりとなっております。

農地の貸し借り時の参考にしてください。

(田)

(10アール当たり)

平均額	最高額	最低額	集計筆数
27,000円	50,000円	9,000円	95筆

(畠)

(10アール当たり)

平均額	最高額	最低額	集計筆数
27,900円	50,000円	10,000円	26筆

※ 最高額・最低額・集計筆数について、例外的に突出した金額分は除いています。

※ 数値は四捨五入し、100円単位で表示しています。

農地法における各種申請については、申請書、添付書類一覧をホームページで公表しております。

農業委員会への申請は毎月10日締切で、審議は毎月25日（場合により変更）に開催されます。

申請から許可までの流れ、標準処理期間、許可のポイント、記入方法等については農業委員会事務局へお問い合わせください。

なお、農地の権利を取得する場合に必要な下限面積要件（取得後の耕作面積が40アール以上）は、法改正により廃止されました。ただし、その他の「全部耕作要件」「地域調和要件」「農作業常時従事要件」等は引き続き残ります。このため農地の権利を取得しようとする者が「農業者であること」の要件は変りませんので、ご留意ください。

お問い合わせ先

板野町農業委員会

☎ 672-5995